

# 税務・財務情報 第3001号

## その書類、印紙を貼る 必要はありませんか？

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、  
より豊かな人生が送れるものと確信しています。  
私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、  
何らかのお役に立てればと願っております。  
情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！  
お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者が  
お伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。  
税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、  
少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン



行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.co.jp>

e-mail [info@topp.co.jp](mailto:info@topp.co.jp)

# その書類、印紙を貼る 必要はありませんか？

## 1 はじめに

ここ最近の税務調査で印紙の貼付漏れによる指摘が増えてきています。そこで今回は再確認の意味も含め、印紙税についての基礎知識の説明をさせていただきます。

## 2 なぜ印紙を貼る必要があるのか

政府の見解としては次のとおりです。

「印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後には経済的利益があると推定されること及び文書を作成することによって取引事実が明確化し法律関係が安定化することに着目して広範な文書に軽度の負担を求める文書課税である。」

(※平成 17 年 第 162 国会櫻井参議院議員の質問に対する小泉総理の答弁書より)

つまり、文書が取り交わされるということは何かしらの取引によって利益が発生しており、何より、文書を作成することにより取引が明確になることで法的根拠も明らかになり、法律関係が安定化するというメリットがあるので、税金を負担して欲しいという趣旨です。

## 3 課税される文書

印紙税が課税される文書は、国税庁が公表している印紙税額一覧表に記載されている文書です。これらの文書を「課税文書」といいますが、課税文書については印紙が必要になり、それ以外の文書（「不課税文書」といいます）には、印紙を貼る必要がありません。

印紙税額一覧表ですが、①番号、②（課税文書の）内容と種類、③（記載金額に応じた）印紙税額、④非課税文書、の 4 つの項目があります。領収書については、記載金額が 5 万円未満であれば印紙を貼付する必要がありません。このように、課税文書に該当するため本来であれば印紙を貼らなければならないけれど、貼る必要がないと措置されている文書を「非課税文書」といいます。

以上を踏まえると、印紙税額一覧表に記載されている課税文書のうち、非課税文書に該当しないものに印紙を貼る必要があります。このため、契約書や領収書以外の文書であっても印紙を貼らなければならない場合もありますし、委任契約書など契約書であっても印紙を貼る必要のない文書もあります。

なお、印紙税額一覧表には20種類の文書が記載されていますが、実務では、不動産の譲渡等の契約書（1号）、請負に関する契約書（2号）、継続的取引の基本となる契約書（7号）、金銭又は有価証券の受取書（17号）の4つを知っておけば原則としては問題ないかと思います。

【収入印紙税額表の一部抜粋】

番号	文書の種類	印紙税額(1通又は1冊につき)	主な非課税文書
1	<p><b>1. [不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書]</b>            (例)不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など            (注)無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。</p> <p><b>2. [地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書]</b>            (例)土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など</p> <p><b>3. [消費貸借に関する契約書]</b>            (例)金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など</p> <p><b>4. [運送に関する契約書(用船契約書を含む。)]</b>            (例)運送契約書、貨物運送引受書など            (注)運送に関する契約書には、用船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません。</p>	<p>記載された契約金額が</p> <p>1万円以上10万円以下 200円</p> <p>10万円を超え50万円以下 400円</p> <p>50万円を超え100万円以下 1千円</p> <p>100万円を超え500万円以下 2千円</p> <p>500万円を超え1千万円以下 1万円</p> <p>1千万円を超え5千万円以下 2万円</p> <p>5千万円を超え1億円以下 6万円</p> <p>1億円を超え5億円以下 10万円</p> <p>5億円を超え10億円以下 20万円</p> <p>10億円を超え50億円以下 40万円</p> <p>50億円を超えるもの 60万円</p> <p>契約金額の記載のないもの 200円</p> <p><small>(注)平成9年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される不動産の譲渡に関する契約書のうち、契約書に記載された契約金額が一定額を超えるものについては、税率の軽減があります。</small></p>	<p>記載された契約金額が</p> <p>1万円未満のもの</p>
2	<p><b>[請負に関する契約書]</b>            (例)工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など            (注)請負には、職業野球の選手、映画(演劇)の俳優(監督・演出家・プロデューサー)、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞蹈家、テレビジョン放送の演技者(演出家、プロデューサー)が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。</p>	<p>記載された契約金額が</p> <p>1万円以上100万円以下 200円</p> <p>100万円を超え200万円以下 400円</p> <p>200万円を超え300万円以下 1千円</p> <p>300万円を超え500万円以下 2千円</p> <p>500万円を超え1千万円以下 1万円</p> <p>1千万円を超え5千万円以下 2万円</p> <p>5千万円を超え1億円以下 6万円</p> <p>1億円を超え5億円以下 10万円</p> <p>5億円を超え10億円以下 20万円</p> <p>10億円を超え50億円以下 40万円</p> <p>50億円を超えるもの 60万円</p> <p>契約金額の記載のないもの 200円</p> <p><small>(注)平成9年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される建設工事の請負に関する契約書のうち、契約書に記載された契約金額が一定額を超えるものについては、税率の軽減があります。</small></p>	<p>記載された契約金額が</p> <p>1万円未満のもの</p>
3	<p><b>[約束手形又は為替手形]</b>            (注)1手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額を補充したときは、その補充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。            (注)2振出人の署名のない白地手形(手形金額の記載のないものは除きます。)、で、引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは引受人やその他の手形当事者がその手形を作成したことになります。            (注)3手形の複本又は謄本は非課税です。</p>	<p>記載された手形金額が</p> <p>10万円以上100万円以下 200円</p> <p>100万円を超え200万円以下 400円</p> <p>200万円を超え300万円以下 600円</p> <p>300万円を超え500万円以下 1千円</p> <p>500万円を超え1千万円以下 2千円</p> <p>1千万円を超え2千万円以下 4千円</p> <p>2千万円を超え3千万円以下 6千円</p> <p>3千万円を超え5千万円以下 1万円</p> <p>5千万円を超え1億円以下 2万円</p> <p>1億円を超え2億円以下 4万円</p> <p>2億円を超え3億円以下 6万円</p> <p>3億円を超え5億円以下 10万円</p> <p>5億円を超え10億円以下 15万円</p> <p>10億円を超えるもの 20万円</p> <p>10万円以上 200円</p>	<p>1 記載された手形金額が10万円未満のもの</p> <p>2 手形金額の記載のないもの</p> <p>3 手形の複本又は謄本</p>
	<p>上記のうち、            (1)一覧私のもの</p>	<p>10万円以上 200円</p>	

## 4 課税文書の判断

課税文書に該当するかどうかの判断は、契約書などの文書のタイトルに関係なく、その文書に「印紙税額一覧表に記載されている事項が1つでも表現されているか」が問題になります。このため、契約書などの文書の内容を詳しく検討する必要があります。

当事者の意思が合致することで成立するのが契約であり、これを証明するのが契約書です。したがって、注文請書なども契約書に該当し、印紙税が課される場合があります。

## 5 もし貼付漏れなどがあった場合

もし、課税文書に印紙の貼付漏れがあった場合は、過怠税が課されます。印紙の貼付漏れの場合の過怠税は、貼付すべき印紙税の3倍が課されます。ただし、一定の要件のもとで、税務署へ「印紙税不納付事実申出書」を提出することにより、過怠税を3倍から1.1倍へ軽減することが出来ます。

また、印紙はただ文書に貼付すればいいだけではなく、これに消印をしなければなりません。印紙を貼付したものの、消印が無い場合にも過怠税が課されるため注意が必要です。この場合は、貼付すべき印紙税の1倍が過怠税として課されます。ちなみに、消印は印紙の再使用を防止するために行います。

なお、通常の印紙税は個人の必要経費や法人の損金になりますが、この過怠税は印紙税に代えて課されるものであり、必要経費などにはなりません。

## 6 間違っ て印紙を貼付した場合の対処法

印紙を間違えて貼付してしまった場合は、どうすればいいのでしょうか？

印紙の金額を間違えて貼付してしまった場合や印紙を貼付した文書に誤りがあった場合には、税務署で手続きをすることによって印紙税の還付を受けられる可能性があります。所轄税務署へ印鑑（法人の場合は代表者印）を持参し、必要事項を記載した「印紙税過誤納確認申請書」と、誤って印紙を貼付した文書を提出し、税務署の確認の後、金融機関を通じて還付を受けることが出来ます。誤って貼付した印紙は剥がしてしまうと還付を受けられなくなってしまうため、無理に剥がさずそのままの状態に提出しなければなりません。

印紙税の還付請求期限は、文書などに印紙を貼付した日から5年を経過する日までです。

## 7 最後に

印紙税は簡単なように見えて複雑で、場合によっては課税文書に該当するかどうか判断に困るケースも出てくるかと思えます。その際は税務署にご確認頂くか、もしくは弊社の担当者までご連絡ください。